

小規模保育事業 A 型

ちっちゃなメロンパン保育園 下新庄

重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	Melonz 合同会社
所 在 地	(本店) 熊本市中央区壺川 1 丁目 11-13 (事業所) 大阪市東淀川区豊新 2 丁目 13-14 ノーム豊新Ⅱ 101
電 話 番 号	0 6 - 6 4 5 9 - 9 9 0 7
代表者氏名	代表社員 木下 周也

2 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業 A 型
施 設 の 名 称	ちっちゃなメロンパン保育園 下新庄
施 設 の 所 在 地	大阪市東淀川区豊新 2 丁目 13-14 ノーム豊新Ⅱ 101
連 絡 先	電話番号: 0 6 - 6 4 5 9 - 9 9 0 7 FAX: 0 6 - 6 4 5 9 - 9 7 9 3
管 理 者	施設長 木下周也
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満 3 歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0 歳児 6 人 1 歳児 6 人 2 歳児 7 人
利 用 定 員	満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 1 3 人 満 1 歳未満の児童 6 人 ※弾力運用あり
開 設 年 月 日	令和 2 年 4 月 1 日

3 事業の目的・運営方針

ちっちゃなメロンパン保育園下新庄（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造8階建のうち1階
	延べ面積	147.1m ²
屋外遊戯場		多幸公園4,100m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室又はほふく室	1室	ミルク組(0歳児クラス)クッキー組(1歳児クラス)
保育室(又は遊戯室)	1室	メロンパン組(2歳児クラス)
その他	調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食育体験等

6 職員の職種、員数及び職務の内容 令和7年4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	8	4	4	
保育従事者	保育士を助け、園児の保育を行う	2		2	子育て支援員
調理員	給食、おやつを調理する	3	1	2	栄養士含む

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。※非常勤職員が常勤並みの従事をしている場合は常勤として含む。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
施設長	通常の勤務時間帯（9：00～18：00）
保育士	通常の勤務時間帯（7：30～16：30）（9：00～18：00）等
保育従事者	通常の勤務時間帯（9：00～18：00）
調理員	通常の勤務時間帯（9：00～15：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時29分まで又は16時31分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児（離乳食） 初期～後期		10時30分頃 初期から順次開始 ＋追加ミルク	14時30分頃（2回食） 初期から順次開始 ＋追加ミルク
0歳児 完了食～幼児食	9時00分頃	10時45分頃	14時30分
1歳児	9時00分頃	11時00分頃	14時30分頃
2歳児	9時00分頃	11時10分頃	14時30分頃

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

原則、除去食にて対応 食物アレルギー対応マニュアル有

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。（車イスに対応できるスロープあり）

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供

ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受け入れ

(2) 連携施設

ア 認定こども園 菅原天満幼稚園【2枠】※連携一時中断申出によるため中断中

運営主体	学校法人菅原天満宮学園
所在地	大阪市東淀川区菅原 2-3-27
連携内容	・ 集団保育を体験させるための機会の設定等 ・ 代替保育の提供 ・ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受け入れ
電話番号	06-6328-6079

イ 幼保連携型認定こども園 豊新聖愛園【2枠】

運営主体	社会福祉法人 路交館
所在地	大阪市東淀川区豊新 3-25-5
連携内容	・ 集団保育を体験させるための機会の設定等 ・ 代替保育の提供 ・ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受け入れ
電話番号	06-6325-2405

ウ さかえ保育園【7枠】

運営主体	社会福祉法人 恵福祉会
所在地	大阪市東淀川区東淡路 1-5-1-101
連携内容	・ 集団保育を体験させるための機会の設定等 ・ 代替保育の提供 ・ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受け入れ
電話番号	06-6323-3211

※枠数には制限があるため抽選となる場合もあります。

※受け入れ可能枠数は契約書面上の人数です。

※【2号定員部分】

保護者が住んでいる市町村への利用申込みが必要となりますが、連携施設の受入枠の中で当該施設を希望される場合、優先的に入所できます。

※【1号定員部分】

卒園後、保育園への入園を希望される場合は、再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。市町村の利用調整の結果、御希望の保育園に入園できない場合もありますので御了承ください。

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。日割り計算はいたしません。

- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
 (1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
 お支払方法については、別途お知らせします。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
 (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
 (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科、小児科

医療機関の名称	前田こどもクリニック
医院長名又は医師名	前田 一
所在地	大阪市東淀川区上新庄2丁目15-18 旭丘ビル4F
電話番号	06-6990-1115

- (2) 歯科

医療機関の名称	つつみした歯科
医院長名又は医師名	堤下 大樹
所在地	大阪市東淀川区菅原6-19-4
電話番号	06-6160-4618

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知設備	有	・消火器	有
	・非常警報器具・設備	無	・誘導灯	有
	・スプリンクラー	無	・避難器具	無
	・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理			

避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
---------	-------------------------

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止会議を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 北川/甲斐/美藤 ・解決責任者 木下周也 ・ご利用時間 11:00～17:00 ・電話番号 06-6459-9907 ・FAX 06-6459-9793 ※担当者が不在の場合は、責任者まで直接お申し出ください。	
第三者委員	豊新連合振興 町会長 吉本	電話番号 06-6328-3981

※苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	①スポーツ振興センター②ほいくのほけん
保険の内容	園賠償責任及び園児団体傷害
保険金額	最大10億円 ※内容により異なる

21 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	4人	5人	5人
1歳児	7人(※1人弾力運用)	7人(※1人弾力運用)	7人(※1人弾力運用)
2歳児	6人	7人	7人

22 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

23 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

第三者評価受審状況：未実施 自己評価の実施状況：毎年度実施

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
れんらくノート代	家庭保育との連携	入園時、 無くなり次第その都度 420 円
おしらせ袋代	書類等を入れる園からの おしらせ袋	入園時 400 円
カラー帽子代	お散歩時の熱中症対策	入園時 1,060 円
諸費袋代	保育料等を頂戴する諸費 袋	入園時 50 円
レンタル布団代	園児の午睡衛生環境を整 える	月額 1,620 円
保険代	園内での事故補償	年額 315 円
園イベント行事等	ふれあい体験、記念品、 自由帳等	その都度 110 円～1,500 円 程度

2 時間外保育に係る利用者負担

- (1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料

月額 1,450 円

30 分あたり 150 円

※19:00 以降は 10 分につき 100 円を加算。

- (2) 保育短時間認定に係る時間外保育料

30 分あたり 150 円

※19:00 以降は 10 分につき 100 円を加算。

※当園は、上記費用の支払を受ける、もしくは受けた場合は、受領印の交付又は通知書を交付する。